

【第4章】市域全域における景観形成

【4-1】景観計画の区域

景観計画区域の考え方については、本市には全域にわたって豊かな自然や歴史的資源があり、これらがその中にある市街地や集落、周辺に広がる田園などと分かち難く結びついて、良好な景観を形成しています。

このため、本市全域を景観計画区域の対象とします。

景観計画区域（市域全域）



【4-2】良好な景観形成に関する方針

(1) 景観形成の目標

本市には、日本最大級の砂丘として知られる鳥取砂丘をはじめ、紺碧の日本海や湖山池、清らかな流れの千代川、市街地にそびえる久松山など、水と緑に恵まれた自然景観を多数有しています。また、山城の鳥取城跡、鹿野城下町、因幡国庁跡など、多くの歴史的・文化的景観が当時の面影を残しており、市民、そして行政が、これらの豊かな資源を後世に継承し、引き続き保全・活用していくことが求められます。さらに、市街地部においては、山陰地方の中核都市にふさわしいにぎわいと活力ある都心再生、そしてうるおいのある生活空間の実現が重要であると考えています。田園地域においては、自然と共生したゆとりある田園生活空間の創造が重要であると考えています。

本計画では、「恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり」の前回計画における基本目標を踏襲し、すべての市民が豊かさを実感し、いつまでもいきいきと住み続けられる、美しく魅力ある景観まちづくりを目指していきます。

【景観形成の目標】

恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく
生活交流都市・とっとり

(2) 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、本市の恵まれた環境や特性を守り、育て、そして活かしていくために、全市に共通する景観形成の基本方針を以下に示します。

【景観形成の基本方針】

<方針-1> 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成

- ①自然緑地景観（山林・丘陵地）②自然緑地景観（海浜）③水辺景観

<方針-2> 歴史・文化資源を活用した落ち着いた風格がある景観の形成

- ①歴史的景観

<方針-3> にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造

- ①農山漁村景観 ②住宅地景観 ③商業業務地景観 ④工業地景観

<方針-4> まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成

- ①道路景観 ②公園緑地景観 ③公共施設景観

<方針-5> 市民との協働による景観まちづくり

- PRや情報提供、市民意識の高揚、空間の美化推進

〈方針-1〉 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成

① 自然緑地景観（山林・丘陵地）

- 市街地の背景や眺望対象となっている山のスカイライン（空を区切って作る輪郭）や斜面緑地の保全に努めます。
- 建築物や工作物については、周辺景観に調和する位置、形態、規模、色彩、緑化などの基準を定め、景観誘導を行います。
- 開発にあたっては、事前協議などを通じて、周辺の地形や植生など環境に与える影響を最小限に抑えるよう努めます。
- 長期的な管理計画に基づき、造林地での間伐や枝打ち、里山自然林での下草刈りなどの手入れを進め、四季の変化に富んだ彩り豊かな森林の保全・創出に努めます。

景観形成のイメージ

◇ 景域全体を包み込む山林の山並みと稜線の保全に努めます。



【福部地域の山並み】



【用瀬地域の山並み】



【鹿野地域の山並み】

② 自然緑地景観（海浜）

- 海浜の開放感を確保するために、国道9号から建築物や工作物などはセットバックし、緑化をはじめとした景観誘導を促進します。
- 松林や松並木については、適切に維持管理を行うとともに、被害木の跡地には補植を行い、海浜らしい魅力的な連続景観の形成に努めます。
- 海岸侵食対策としては、景観に配慮した潜堤（離岸堤）などを計画的に整備することにより、海浜の安定化を図ります。

景観形成のイメージ

- ◇ 鳥取のシンボルである砂丘景観の保全に努めます。
- ◇ 海辺の高台に位置する視点場の確保や保全に積極的に努めます。
- ◇ 鳥取の海浜風致になじむクロマツ等の適切な維持管理に努めます。



【鳥取砂丘】



【魚見台】



【福部町の砂丘道路】

③ 水辺景観

- 堤防や河川敷を活用した親水空間の創出、沿岸の緑化・修景、プロムナード（散歩道・遊歩道）の整備などにより、うるおいのある水辺景観の形成に努めます。
- 護岸などの整備にあたっては、生態系や景観に配慮した自然河岸の整備に努めます。
- 美しい橋梁の整備に努めるとともに、橋の上や橋のたもとの眺望景観を大切にします。

景観形成のイメージ

◇ 千代川、湖山池など地域の骨格を形成する水辺環境を積極的に保全し、自然性の高い生態系に配慮した水辺景観の形成に努めます。



【千代川河口付近】



【千代川上流部】



【湖山池】

〈方針-2〉 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

① 歴史的景観

- 史跡周辺の道路、河川、田園集落地などにおいては、歴史的環境に調和した閑静なたたずまいを持つ景観を維持・保全します。
- 市街地内の歴史的な街なみについては、本市の観光拠点にふさわしい景観形成を目指し、住民の皆様のご協力のもと、現況の形態や色彩などの維持を進めます。

景観形成のイメージ

◇ 鳥取城跡、因幡国庁跡等の史跡及びその周辺の自然景観を保全し、落ち着きと風格のある歴史的環境の維持に努めます。



【鳥取城跡】



【因幡国庁跡】



【宇倍神社】

〈方針-3〉 にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造

① 農山漁村景観

- 学生や事業者と協働しながら、優良な水田の保全や耕作放棄地の再生・利活用などに取り組み、良好な田園風景や水辺景観と一体となった、ゆとりとうるおいのある景観の形成に努めます。
- 建築物や看板・擁壁などの工作物については、田園景観と調和したデザインへ誘導します。
- 既存の農村集落の形態や緑地の維持に努め、特に屋根並みの一体感を保全します。また、特に景観の特色が表れている地域については、地区計画などの指定による保全も検討します。
- 鎮守の森や屋敷林が見られる場所では、その保全を進め、特に景観上重要な樹木などについては「景観重要樹木」に指定するなどして保全し、建築物が緑の中に見え隠れする集落景観を守り育てていきます。
- 美しい海岸線にたたずむ漁業集落景観を保全するとともに、港町の活気と個性が感じられる漁村の風景づくりに努めます。

景観形成のイメージ

- ◇ 市街地の背景となる田園景観の保全に努めます。
- ◇ 身近な自然である鎮守の森を守り育てます。

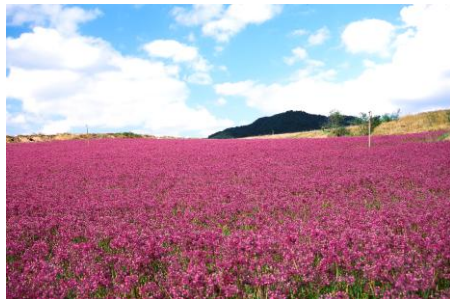


【国府町の田園地域】



【倉田八幡宮の鎮守の森】

- ◇ 個性的ならっきょう畑景観の活用に努めます。
- ◇ 美しい海岸線にたたずむ漁業集落景観の保全に努めます。



【福部町のらっきょう畑】



【船磯集落(気高町)】

② 住宅地景観

- 敷地内の植栽や生け垣の設置などを推進することにより、緑豊かでうるおいのある住環境を創出します。
- 建築物の高さや屋根形状、色彩などを統一することで、道路面から見て連続感が感じられる街なみへの誘導を図ります。
- 外壁などの材質については、地域の風土に合った自然素材の活用に努め、周辺景観との調和に配慮します。
- 屋上設備や室外機などについては、通りから目立たない配置や建築物と一体的な意匠、または緑化による修景などに努め、周辺景観との調和を図ります。
- 計画的に整備された住宅地については、豊かな住環境の継承を図るため、地区計画や緑化協定、建築協定などによる良好な街なみの維持・向上を促進します。

- 近年増加している空き家や空き地については、所有者などに適切な維持・管理の必要性を啓発していきます。また、住宅や店舗などの利活用を推進することで、住宅地景観の維持に努めます。

景観形成のイメージ

- ◇ 敷地内の植栽や生け垣の設置等の推進により、緑豊かなうるおいのある住環境を創出します。
- ◇ 歴史的な街なみでは、和風のたたずまいを大切にし、建築物や外構の意匠等に配慮することが求められます。



【若葉台】



【鹿野町の街なみ】



【鹿野町の街なみ】

③ 商業業務地景観

- 建築物・工作物や広告物などについては、位置、形態、色彩などについて規制・誘導を行い、統一感のある美しい景観形成に努めます。
- 近年設置が増えている発光可変表示式広告物については、「鳥取市発光可変表示式広告物の手引き」に基づき、景観誘導を図ります。
- 近年増加している空店舗や空き地については、連続したにぎわいのある景観を確保するため、事業者や地域住民の皆様との協働による有効活用を推進するとともに、所有者などに適切な維持・管理の必要性を啓発していきます。
- 歩行者が快適に歩いて楽しい魅力的な空間を形成するため、歩道や広場整備における統一的なデザインづくりや電線類の地中化などを推進します。
- 中高層建築などが集中する地域については、圧迫感や周辺景観との違和感の解消を図るため、敷地周囲の緑化を促進するとともに、久松山のランドマーク性を阻害しないよう努めます。

景観形成のイメージ

- ◇ 鳥取駅周辺市街地においては、城下町としての歴史的環境を大切にするとともに、久松山への山あて景観の保全に努めます。
- ◇ 街路樹など緑の適切な維持管理を行うとともに、建築物は奇抜な形態、デザイン、色彩を避け、都市の活力と風格を高める商業業務地景観の形成を目指します。
- ◇ 屋外広告物の色彩、形状、掲出方法等の適正な誘導に努めることが求められます。



【久松山への山あて景観】



【鳥取駅周辺の商業業務地】



【安長地区周辺の沿道商業地】

④ 工業地景観

- 工業団地内や大規模な工場が立地する場所においては、接道部分や敷地内の緑化、ポケットパーク（小公園）の創出などを進め、良好な地域環境の創造に努めます。なお、敷地内の緑化にあたっては、景観に有効な緑の配置となるよう誘導します。
- 建築物や施設の建設・改修にあたっては、デザイン的な視点からも検討を加え、地域に調和する形態・意匠・色彩となるよう誘導します。

景観形成のイメージ

◇ 大規模施設が立地する場所では、敷地内の緑化等を進め、良好な地域環境の創造に努めます。



【大規模商業施設】



【秋里下水終末処理場】



【鳥取県産業技術センター】

〈方針-4〉 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成

① 道路景観

- 公共事業景観形成指針に基づき、景観に配慮した道路整備を行うとともに、在来樹種を主体とした街路樹の維持管理を適切に行い、市の「顔」としてのイメージづくりに努めます。
- 一体感・連続感のある景観形成を図るため、広告物やファサード（建築物の正面）の統一、駐車場の修景などを促進します。
- ストリートファニチャー（屋外装置物）や舗装などの整備にあたっては、地産地消の観点から、地場の材料や技術を可能な限り活用し、地域の風土に根ざした道路空間の創出に努めます。

景観形成のイメージ

◇ エコロジカル（自然・環境との調和）で郷土色のある街路植栽の適切な維持管理を行います。

◇ 自然の風合いが感じられるよう、地場産材の活用に取り組みます。



【ケヤキ並木通り（田島地区）】



【袋川沿いのコミュニティ道路】



【木製ガードレール（白兔海岸）】

② 公園緑地景観

- 多様な市民ニーズに応えるため、公園や広場を魅力的なオープンスペースとして整備するとともに、これらのネットワーク化、さらには公園・広場を核とした都市景観の形成に努めます。
- 公園緑地については、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、野性味のある豊かな緑の創出に取り組みます。
- 景観上重要な樹木のうち、指定の方針に該当するものについては「景観重要樹木」の指定などを検討します。

景観形成のイメージ

◇ 公園緑地は、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、野性味のある豊かな緑の創出に取り組みます。



【布勢総合運動公園内】



【袋川緑地（桜並木）】

③ 公共公益施設景観

- 地域の景観形成の核施設として、公共事業景観形成指針に従い、建築物のデザインはもちろん、緑化の推進やオープンスペースの確保などに配慮し、先導的に都市景観の向上に努めます。
- 大規模な文化施設などについては、周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。
- 大規模開発や構造物の整備にあたっては、周辺環境との調和を図るとともに、市内の主要な眺望点からの全体景観への影響にも配慮します。

景観形成のイメージ

◇ 周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。



【鳥取県立県民文化会館】



【因幡万葉歴史館】



【お城山展望台（河原城）】

〈方針-5〉 市民との協働による景観まちづくり

- さまざまな機会を通じて、景観の保全や創造に向けた取り組みのPRや情報提供に努めます。
- 説明会や景観フォーラム、ワークショップなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。
- ごみのポイ捨て禁止や落書きの禁止など、市民マナーの向上や清掃作業などを通じて、空間の美化を推進します。

景観形成のイメージ

- ◇ 説明会や景観フォーラム、ワークショップなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。
- ◇ 市民参加によって、砂丘地や海浜等の清掃に取り組み、美しい景観の維持に努めます。



【ワークショップの状況】



【鳥取砂丘一斉清掃】

【4-3】公共事業景観形成指針

鳥取市景観形成条例において、以下の内容が定められています。

【参考】第4章 公共事業に関する景観形成

第21条 市長は、市が土木その他の建設事業(以下「公共事業」という。)を行うに当たって遵守すべき良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 公共事業景観形成指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公共事業に共通の設備等に関し留意すべき事項
- (2) 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項
- (3) その他公共事業における良好な景観の形成に関し必要な事項

3 市長は、国の機関及び他の地方公共団体に対し、公共事業を行うに当たっては、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。

4 市長は、公共事業景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取市景観形成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、鳥取市景観形成審議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。

これにより、本市が公共事業を行うにあたって遵守すべき良好な景観の形成のための方針「鳥取市公共事業景観形成指針」を策定していきます。

■鳥取市公共事業景観形成指針の概要

趣旨と目的	<p>本市の優れた景観は、それに囲まれて暮らす市民に安らぎと潤いを与え、豊かで快適な生活環境をもたらすものであり、郷土への誇りと愛着を育む貴重な共有財産である。</p> <p>現在の市民がその恵沢を広く享受するとともに、これをより良い形で将来の世代へ継承していくことが求められる。</p> <p>鳥取市景観形成条例が目的とする良好な景観の形成を図る上で、市が自ら行う土木その他の建設事業の果たす役割は極めて大きく、その実施主体である市は、率先して景観形成を先導する責任を負う。</p> <p>そこで、市が実施する公共事業にあたっては、単に景観形成に支障とならないよう配慮するにとどまらず、地域の特色を活かし、良好な景観の創出に積極的に貢献する事業とするため、必要な事項を定め、その遵守の徹底を図るとともに、国や県が実施する事業に対しても同様の配慮を要請するものである。</p>
運用方針	<p>公共事業の実施にあたっては、良好な景観形成に資することは社会資本の本来機能の一つであることを認識し、ライフサイクルコストを含めた総合的なコスト削減を念頭に置きつつ、周囲の景観に与える影響を十分に評価した上で事業計画を立案し、施工し、維持管理していかなければならない。</p> <p>そのためには、良好な景観の保全と魅力ある景観の創出及びそれらの継承のために、行政や住民、事業者等の景観形成に携わる関係者が共通の認識に立ち、できる限り客観的・合理的な景観に関する評価を行うことが不可欠である。</p> <p>このような考え方にに基づき、本指針は、次のような方針に則って運用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の公共事業は、本指針に定める手法による景観評価に基づき、本指針に示す景観形成の具体的方向及び遵守すべき事項に従って実施されなければならない。 2 市が実施する公共事業の実施機関は、本指針のほか、鳥取市景観形成条例や鳥取市景観計画に従い、良好な景観形成に資する公共事業を推進しなければならない。 3 市内において公共事業を実施する国及び県に対しては、本指針に配慮して景観形成を図るよう要請するものとする。